

令和2年労第12号 業務上外関係再審査請求事件

裁 決 書

再 審 査 請 求 人

[Redacted]
[Redacted]

再 審 査 請 求 代 理 人

[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]
[Redacted]

原 処 分 を し た 行 政 庁

長野県長野市中御所1-22-1

長 野 労 働 基 準 監 督 署 長

決 定 を し た 審 査 官

長野労働者災害補償保険審査官

関 屋 雄 一 郎

主 文

長野労働基準監督署長が、平成31年2月19日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法による遺族補償給付を支給しない旨の処分は、これを取り消す。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

- 1 再審査請求人（以下「請求人」という。）の[]（昭和[]年[]月[]日生。以下「被災者」という。）は、昭和41年8月22日から昭和57年6月30日までの間、長野県長野市に所在した[]（以下「会社」という。）に雇用され、石綿反物を織る業務に従事していた。
- 2 被災者は、昭和55年12月25日付けで長野労働基準局長からじん肺管理区分「管理2、PR1、F（-）」と決定されたが、平成27年11月12日、自宅で意識を失い、搬送先の[]で死亡した。
死亡診断書には、直接死因「間質性肺炎」と記載されている。
- 3 本件は、請求人が、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、遺族補償給付の請求をしたところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたため、これを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、長野労働者災害補償保険審査官に対し審査請求をしたところ、同審査官が令和元年11月19日付けでこれを棄却する旨の決定をしたため、この決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

数々の診断結果から、被災者は石綿ばく露による石綿肺及び間質性肺炎に罹患し、それらの疾病の増悪により肺水腫を発症し、呼吸不全を併発したことにより死亡したといえる。被災者が石綿肺及び間質性肺炎を発症したのは、会社での石綿製品製造に従事していた時の石綿ばく露に原因があるから、本件処分は取り消されるべきである。

2 原処分庁

監督署長は、再審査請求を棄却するとの裁決を求める旨の意見書を提出し、その意見の要旨は、決定書（丙3。以下同じ。）主張の要旨第2に記載されたところと同旨であるので、これを引用する。

第4 争 点

被災者の死亡が業務上の事由によるものであるか。

第5 審査資料

本件の審査資料は、別紙記載のとおりである。

第6 理 由

1 前提事実

決定書理由第4の2(1)に記載するところと同旨であるので、これを引用する。

この場合において、同第4の2中の文言を、次のとおり読み替える。

決定書記載	読替え
B 医療機関	■■■■■
C 医療機関	■■■■■
A 医療機関院長	■■■■■ 医師 (以下「■■■■■ 医師」という。)
B 医療機関の主治医	■■■■■ 医師
C 医療機関医師	■■■■■ 医師
B 医療機関医師	■■■■■ 医師(以下「■■■■■ 医師」という。)
D 医療機関	■■■■■
長野地方労災医員	長野労働局地方労災医員小山茂医師 (以下「小山医師」という。)
E 医療機関医師	■■■■■ 医師(以下「■■■■■ 医師」という。)

2 判断の要件

決定書理由第4の1に説示する「判断の要件」(決定書別紙)と同旨であるので、これを引用する。

3 当審査会の事実認定及び判断

(1) 請求人は、被災者の死亡について、上記第3の1のとおり主張する。

師は、令和3年1月8日付け意見書（丁2）を提出した。

オ ■■■ 医師は、上記意見書において、被災者に発症した疾病が石綿肺であるか否かについて、「本例では、石綿布の製造過程に長年従事し、全身が白くなるほどの大量のばく露を受けていたことが病歴から明らかである。一方、画像所見においては、明らかな両側の胸膜プラークに加え、特に左肺底部に顕著な蜂巣肺を含む間質性陰影も認めており、これらのことから本例が『石綿肺』であったことは明らかである。」と述べている。

カ ■■■ 医師の意見は、被災者の石綿ばく露歴と、石綿ばく露の状況を請求人らの申述や証拠から十分に検討した上で、画像診断により、胸膜プラーク等高濃度ばく露を示す事実を認め石綿肺との結論に至ったもので妥当であり、被災者に発症した疾病は石綿肺であると認められる。

(5) 被災者のじん肺管理区分について

ア じん肺管理区分は、X線像の型及び肺機能の障害の状況により区分される
ところ、被災者は前記（3）に説示するとおり、昭和55年12月25日付け
で、じん肺管理区分は管理2との決定を受けており（乙17）、X線写真の像
は第1型以上であったと認められる。また、X線写真の像に大陰影は認めら
れないから、請求人の肺機能障害について検討する。

イ 平成26年9月29日の被災者の肺機能検査結果（甲2）について、■■■ 医師
は、令和元年6月25日付け意見書（甲1）において、「%FVC 58.07%
とあるため、被災者は療養が必要なほどの著しい肺機能障害を抱えていたこ
とを確認することができる。」旨を述べ、令和元年9月4日付け意見書（甲2）
において、「被災者の努力肺活量（FVC）は1950mlで、男性の基準値は
3500ml、低下が認められる数値は2500mlであるから、石綿肺及び間
質性肺炎による肺機能の著しい低下があったと認めることができる。」旨を
述べている。

ウ 小山医師は、被災者の管理区分について、「肺機能検査がなく、管理4の石
綿肺には該当しない。」と述べている（乙27）。

エ ■■■ 医師は、上記意見書（丁2）において、被災者の肺機能について以下の
旨を述べている。

（ア）本例では、肺機能は1点のみの記録であり、当該データでは、FVC 1.
95L（58.7%）である。

(イ) じん肺法の肺機能検査結果の判定では肺活量（VC）が用いられ、%VC 60%未満で「著しい肺機能障害あり」と判定される。

(ウ) 健常人では、VCとFVCはほとんど同じと考えてよいが、気流閉塞のあるCOPD患者においては、努力呼出時に気道が閉塞するため、FVCがVCより低値となることが知られている。

(エ) 本例のような間質性肺炎+COPDの患者でどの程度差がでるのかを、実例で調査すると、年齢、性及び病態を本例と合わせた2例の呼吸機能では、VCがFVCを上回っていたが、その差はそれぞれ10ml及び20mlにすぎなかった。

(オ) したがって、本例では測定されていないVCは、おそらくFVCを上回っていたと考えられるが、その差はわずかであり、数値に直せば、%VCで60%を少し切っていた数値ではなかったかと考えられた。

(カ) 本例では以前から咳、痰、特に痰がみられるとの記載があり、合併症としての続発性気管支炎であった可能性もある。

(キ) じん肺としての「石綿肺」は、高度な蜂巣肺の存在からみて、かなり進展していたものと考えられる。

(ク) 以上を総合し、被災者の肺機能障害はF（++）（じん肺による著しい肺機能の障害がある。）と判定し、じん肺管理区分は「管理4」が妥当である。

オ ■■■ 医師の上記意見は、具体的かつ精緻なものであるから、信憑性は高いと判断しうるものであり、肺機能検査の結果の判定について、「じん肺法における肺機能検査及び検査結果の判定等について」（平成22年6月28日付け基発0628第6号）は、肺機能検査の結果の判定に当たっては、検査によって得られた数値を判定基準に機械的に当てはめて判定することなく、粉じん作業の職歴、X線写真像、既往歴及び過去の健康診断の結果、自覚症状及び臨床所見、その他の検査を含めて総合的に判断することとされており、■■■ 医師は当該通達に沿った総合的な判断を行っており、この点からも同医師の意見は妥当なものと判断でき、小山医師の意見は採用できない。

したがって、被災者に発症した石綿肺の程度は「じん肺管理区分管理4」に相当するものであり、認定基準に該当するから、業務上の疾病として取り扱うべきものと判断する。

(6) 被災者の死亡の業務起因性について

ア [redacted] 医師は、死亡診断書（乙2）において、直接死因を「間質性肺炎」とし、[redacted] 医師は、前記意見書（丁2）において、死後AIの胸部CT画像について、死亡後の画像ではあるが、「左肺底部に明らかな蜂巢肺が認められ、間質性肺炎の診断が可能である。」と述べているから、被災者は間質性肺炎により死亡したものと認められる。

イ 間質性肺炎は、肺の間質を中心に炎症を来す疾患の総称であり、肺線維症もその病型のひとつであるが、その原因に石綿肺も含まれているところ、被災者は、報告書によれば1年程度のばく露でも石綿肺の所見がみられるとされる石綿紡織における作業に15年を超えて従事しており、被災者の石綿肺の原因は、石綿の高濃度ばく露と特定できるから、原因不明の特発性間質性肺炎は否定され、本件一件記録を精査しても、自己免疫疾患、アレルギー、薬剤性疾患等他の原因は認めることはできず、被災者の間質性肺炎の1病型である肺線維症の原因は石綿肺と認められる。

ウ 以上により、被災者は、業務上の疾病である石綿肺が、胸部画像所見上も相当程度進行し、著しい肺機能障害を呈するに至ったところ、間質性肺炎に伴う呼吸不全により、死亡したものであると判断するのが相当であるから、被災者の石綿肺と死亡の間に相当因果関係があるといえることができる。

したがって、同人の死亡は業務上の事由によるものといえる。

4 結 論

よって、監督署長が請求人に対してした本件処分は失当であって、これを取り消すこととして、主文のとおり裁決する。

令和 3 年 4 月 16 日

労 働 保 険 審 査 会

審 査 長 鱈 坂 隆



審 査 員 都 築 民



審 査 員 室 井 純 子



(別紙)

1 請求人の提出した資料

- (1) 意見書の提出について及び意見書(令和元年6月25日付け)写(審査官経由)
(甲1)
- (2) 意見書の提出について及び意見書(2)(令和元年9月4日付け)写(審査官
経由)(甲2)
- (3) 意見書(令和2年6月11日付け[redacted]医師作成)(甲3)
- (4) 意見書(令和2年6月19日付け請求代理人作成)及び添付資料(甲4)

2 監督署長の提出した資料

- (1) 遺族補償年金支給請求書(平成30年7月6日監督署受付)写(乙1)
- (2) 死亡届、戸籍謄本、住民票及び生計維持証明願(平成30年7月6日監督署
受付)写(乙2)
- (3) 年金・一時金給付等不支給決定通知(平成31年2月19日付け)写(乙3)
- (4) 調査結果復命書(平成30年8月9日作成)写(乙4)
- (5) 石綿ばく露状況、登記簿謄本、事業場回答書、事業場照会書写(乙5)
- (6) 調査結果復命書(平成30年10月12日作成)写(乙6)
- (7) 調査結果復命書(平成31年2月15日作成)写(乙7)
- (8) 申立書(平成30年7月6日監督署受付請求人作成)写(乙8)
- (9) 申立書(平成30年7月6日監督署受付請求人代理人[redacted]作成)写(乙9)
- (10) ねんきん特別便(被災者、平成30年7月6日監督署受付)写(乙10)
- (11) ねんきん特別便(請求人、平成30年7月6日監督署受付)写(乙11)
- (12) 意見書(平成30年5月8日付け[redacted]医師作成)写
(乙12)
- (13) 石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表(平成30年7月6日監督署
受付)写(乙13)
- (14) 新聞記事(平成30年7月6日監督署受付)写(乙14)
- (15) 閉鎖登記簿謄本(平成30年7月6日監督署受付)写(乙15)
- (16) 賃金明細書(平成30年8月6日監督署受付)写(乙16)
- (17) じん肺管理区分決定通知書(昭和55年12月25日付け)写(乙17)
- (18) 聴取書(請求人、平成30年8月6日作成)写(乙18)
- (19) 医療機関受診記録の照会について回答書(平成30年9月11日付け千曲市

- 長作成) 写 (乙19)
- (20) 医療機関受診記録の照会書 (千曲市長宛て、平成30年9月4日付け) 写 (乙20)
- (21) 意見書 (平成30年7月23日付け [redacted] 医師作成) 写 (乙21)
- (22) 意見書の提出依頼書 ([redacted] 宛て、平成30年7月19日付け) 写 (乙22)
- (23) 意見書 (平成30年8月15日監督署受付 [redacted] 医師作成) 写 (乙23)
- (24) 意見書の提出依頼書 ([redacted] 宛て、平成30年7月19日付け) 写 (乙24)
- (25) PET/CT報告書 (平成30年9月18日監督署受付 [redacted] [redacted] 作成) 写 (乙25)
- (26) 各種画像、検査結果等の提出依頼書 ([redacted] 宛て、平成30年9月4日付け) 写 (乙26)
- (27) 意見書 (平成30年10月9日監督署受付長野労働局地方労災医員小山茂医師作成) 写 (乙27)
- 3 審査官の提出した資料
- (1) 聴取書 (審査請求代理人、令和元年8月2日作成) 写 (丙1)
- (2) 労働保険審査請求書写 (丙2)
- (3) 決定書写 (丙3)
- 4 当審査会が収集した資料
- (1) 調査及び資料の提出について (報告) (令和2年9月29日付け長野労働局長作成) 及び添付資料 (丁1)
- (2) 意見書 (令和3年1月8日付け [redacted] [redacted] 医師作成) (丁2)